

## 徳島市重要課題等に係る外部評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 徳島市の重要課題に係るこれまでの課題・問題を精査し、今後の改善につなげるとともに、行財政改革の視点や社会情勢の変化を踏まえたまちづくりの方向性や具体施策のあり方について、専門的な見地から提言を求めるため、徳島市重要課題等に係る外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 徳島市における重要課題の合意形成過程の評価に関すること。
- (2) 行財政改革の視点を踏まえた政策創造への提言に関すること。
- (3) 10年後のまちづくりを見通した視点や取組みへの提言に関すること。
- (4) その他必要な事項についての提言に関すること。

### (組織等)

第3条 委員会は、委員6名程度で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が依頼する。

3 委員の任期は、依頼された日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策局企画政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年8月19日から施行する。